

第2回 今、学校、教師に求められていること

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、多くの小中高等学校が休校を余儀なくされる中、にわかに通信手段を用いて行う教育が注目を浴びています。文部科学省は web サイト上で、学年や教科、テーマ毎に、自宅で学べるコンテンツを紹介していますⁱ。また、普段有償で提供している web コンテンツを、一時的に無償で公開する企業もあります。さらに、4月に入ってからは、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対策に関する特命タスクフォース」でも、遠隔教育の実施、充実に向けた端末の整備等に関する検討が進められています。このように、子どもたちの日常的な学習機会が失われる非常事態の中で、通信手段を用いて行う教育が活用され、子どもたちの学びの形が変わりつつあるようにも思われます。

しかし、休校の判断は自治体毎に行われており、茨城県では、大井川知事が「教育崩壊を防ぐ」として県立校の授業を継続する方針を示していたのに対し、一部の高校生が“ストライキ”を行い、その後休校が決定されるといった事態も起きました。この事例からは、休校が続くことは子どもの教育機会を奪うこととイコールであり、子どもを登校させることでしかこの問題は解消されない、という大人の側の認識が垣間見えます。もちろん、学校へ通うことで学べることの中には、自宅では学べないさまざまな経験が含まれています。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束見通しも立たない現状においては特に、自宅でできることと、その積極的な側面に目を向けることも大切ではないでしょうかⁱⁱ。

これまで、学校教育を、学校外で、通信手段を用いて行うことについての検討が全くなかったわけではありません。例えば、2005年には、文部科学省が、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるⁱⁱⁱ」としています^{iv}。また、最近では、特別支援学校における、病気療養児のための ICT を活用した遠隔教育の研究開発^vも行われています。ただし、これらはいずれもごく限られた場合に活用することが想定されたもので、通常の学級で、クラスの子どもたちが一斉に受ける授業での ICT の活用とは大きく位置づけが異なるものだったように思われます。

では、通学制の学校では、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、子どもたちが毎日学校へ通えるようになったら、一斉授業での ICT 活用を推進するだけで良いのでしょうか。今後の学校教育の在り方を考えてみると、今般の学習指導要領改定や、インクルーシブ教育の推進、society5.0^{vi}に向けた対応として、主体的・対話的で深い学びや、公正に個別最適化された学び、ユビキタスラーニング(いつでもどこでも学習できること)の実現が学校教育に求められています^{vii}。これらの状況を踏まえると、緊急対応として行われている遠隔授業や様々な形での家庭学習の支援は、学校教育の変革に向けた一つの準備と位置付けられるのではないのでしょうか。つまり、遠隔授業や自宅学習は、学校での対面による授業には劣

る緊急時の代替手段ではなく、一人ひとりの子どもにあった学び方を探求し、実践するチャンスだと考えられるのではないのでしょうか。

こう考えた時、長い目で遠隔教育の実施、ICTの活用に関連して考えるべきことの一つは、教師の役割ではないかと思います。自宅での学習に際して生じる困難として、学習および生活時間の管理や、学習するための場所の確保がまず挙げられます。皆さんの中にも、夏休みの終わり近くになって焦って宿題を仕上げたり、新学期になって早起きに慣れるまでに時間を要した経験がある人がいるでしょう。いくら教材がそろっていても、いつ、どのように学ぶかを自分でコントロールすることは難しいのです。さらに、夏休みであれば事前に課題が出されているでしょうが、今般の状況の中では、それも十分ではないかもしれません。子どもたちや保護者が各自に合った教材を選び、適切な順序と方法で学ぶということは、スケジュールの管理以上に難しいことだと思います。

現在、学校、教師に求められているのは、こうした学びの内容や方法を伝えることではないのでしょうか。子どもたちが今学ぶべき内容を踏まえ、考えられる方法は様々あります。教師が同時双方向の通信システムを使って遠隔指導を行うことはもちろん、学習に役立つ動画やwebサイトを紹介したり、紙の教材を送付する、あるいは紹介して可能な範囲での購入を促す等、各学校やクラスの状態に応じた様々な対応があるでしょう。学習の方法については、例えば同時双方向が優れている、紙の教材が劣っている、といったことはありません。学ぶ内容に適したもの、実現可能性が高いものを選択することが重要で、ここで、子どもの学びをコーディネートする教師の力が求められているのだと思います。

最後に、通信手段を用いた学校教育の限界と求められる対応についても少しふれておきたいと思います。現在、給食がなくなることで栄養のある食事をとる機会が失われている子どもや、家庭で虐待を受ける子どもが増加したり、発見が遅れることが懸念されています^{viii}。また、そうしたリスクがなくても、感染の不安や、友人と会えないこと、外で体を動かさないこと等の、心身の健康への影響が懸念されています^{ix}。現状において、学校が担っている福祉的役割の大きさは無視しえないものであり、こうした非常事態だからこそ、特にハイリスクと考えられる家庭の子どもたちについては、関係する諸機関との連携や、直接の訪問等も求められています。

学校には、まず通信手段を用いて行う教育にできることを積極的に進めること、そのうえで、どうしても対面が必要な場面やケースを精査し、必要な対策をとることが求められているのだと思います。

土岐玲奈（星槎大学）

ⁱ 「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

ii なお、大井川知事は、文部科学相に対し、臨時休校中のオンライン学習の環境整備に必要な財政支援を申し入れる等、学校再開までの教育機会確保についても必要な措置を講じているようです。

(https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=15865203525937&nextcontent=3&mk ey=4)

iii (別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)

iv ただし、実際にICTを活用して出席扱いになる児童生徒は極めて少なかったことから、文部科学省では昨年、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保の一環として、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること」とし、改めてこの通知について周知を図っています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)

v 千葉県立四街道特別支援学校 報告書(要約)

(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/19/1415537_007.pdf)

vi 内閣府では「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と定義しています。

vii 文部科学省「society5.0に向けた学校 ver.3.0」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/20/1406021_17.pdf)

viii 厚生労働省では、子ども虐待に関する情報把握のため、学校との連携強化を全国の自治体に求めています。

また、サイト上では「生活環境の変化等でストレスを抱えている方へ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#h2_free10)」

として、子どもとの関わりに関するアドバイスや相談先を紹介しています。

ix 国立成育医療研究センターでは、「新型コロナウイルスと子どものストレスについて

<http://www.ncchd.go.jp/news/2020/20200410.html>」というページで、休校中の子どものストレスや保護者の対応についての情報提供を行っています。